

議案第141号

大阪市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案

大阪市心身障害者扶養共済条例（昭和43年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

年金受取人となることができない者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市心身障害者扶養共済条例（抄）

（年金受取人）

第8条 省 略

2－3 省 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第2項の年金受取人となることはできない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な

認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産者であつて

復権を得ない者

破産手続開始の決定を受けて